

# 会 費 規 程

平成23年5月23日 制定  
平成25年6月21日 改定

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター  
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金及びその納期)

第2条 この法人は、正会員としての入会を承認した者から入会金として30,000円を徴収するものとし、賛助会員からはこれを徴収しないものとする。

2 入会金は、この法人から、入会及び退会規程（以下「規程」という。）第3条第2項の仮入会を認める旨の通知を受けた日から60日以内に納入しなければならない。ただし、規程第3条第3項における理事会の審議の結果、入会を認めない旨の決定がなされた場合、既に收受した入会金があるときは、これを申込者に返却するものとする。

(会費)

第3条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

A会員：	年額 220,000円
B会員：	年額 180,000円
C会員：	年額 110,000円

(2) 賛助会員

一般賛助会員：	年額 90,000円
個人会員：	年額 50,000円
ベンチャー会員：	年額 10,000円

(会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度、6月末日までに、会費年額の全額を納付するものとする。ただし、会員から納期の変更又は分割納入の申し出があった場合は、それによる。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、以下の各号により取り扱う。

(1) 仮入会承認月が4月・5月の場合	全額
(2) 仮入会承認月が6月～8月の場合	年額の3/4
(3) 仮入会承認月が9月～11月の場合	年額の1/2
(4) 仮入会承認月が12月～2月の場合	年額の1/4
(5) 仮入会承認月が3月の場合	免除

2 前項の会費の納入は、この法人から、規程第3条第2項の仮入会を認める旨の通知を受けた日から60日以内とする。ただし、規程第3条第3項における理事会の審議の結果、入会を認めない旨の決定がなされた場合、既に收受した会費があるときは、これを申込者に返却するものとする。

(会員種別の変更があった場合の取扱い)

第6条 会員が、規程第8条に基づき会員種別を変更するに至った場合には、入会金及び会費については、次の各号に基づき取り扱うものとする。

(1) 入会金

- イ 賛助会員が正会員に種別変更となった場合は、第2条に規定する入会金を、種別の変更を届出た日から60日以内に納入しなければならない。
  - ロ 正会員が賛助会員に種別変更となった場合は、既納の入会金は返還しない。
- (2) 会費については、種別の変更を届出た日の属する年度の翌年度から、種別変更後の会費を適用するものとし、第4条の納期変更又は分割納入を適用している場合といえども、当該年度については種別変更後の会費を適用しないものとする。

(入会金及び会費の免除)

- 第7条 正会員が定款第8条及び「入会及び退会規程」第6条に基づき退会した後2年以内に規程第7条に基づき再入会した場合、又は正会員が規程第8条に基づき賛助会員に会員種別を変更した後2年以内に再び正会員に復した場合は、第2条の規定にかかわらず、入会金の納付を免除するものとする。
- 2 理事会は、第2条及び第3条並びに前項の規定にかかわらず、免除すべき相当の事由があると認める会員について、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成25年6月21日改定）

- 1 この改定は、平成25年4月1日に遡って施行する。